

船橋市交通ビッグデータ見える化協議会設置規約

(名称)

第1条 本協議会は、船橋市交通ビッグデータ見える化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、船橋市建設局道路部道路計画課に置く。

(目的)

第3条 協議会は、交通ビッグデータを活用し、交通状況の「見える化」を行い、船橋市の交通円滑化及び交通安全を相乗的に向上させることを目的とする。

(担当事務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の事項を協議・検討する。

(1) 交通渋滞対策の立案に関すること。

(2) 交通安全対策の立案に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長の発議に基づいて開催する。

2 会長は、会議の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報をもらしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(対策部会)

第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に対策部会を置くことができる。

2 部会員は、委員が推薦する。

3 対策部会に部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 5 対策部会は、必要の都度、部会長が招集する。
- 6 部会長は議長となり、議事の進行及び整理する。
- 7 部会長は、対策部会において調査検討した結果を協議会に報告する。

(協議会資料の公表)

第11条 個人情報など公開することが望ましくない情報を除き、協議会における資料については協議会終了後公表するものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本協議会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則 この規約は、令和2年6月29日から施行する。

別 表

委 員			役職
学識経験者	千葉工業大学 教授	赤羽 弘和	会長
	日本大学 教授	小早川 悟	副会長
国土交通省	千葉国道事務所 計画課	課長	
	千葉国道事務所 交通対策課	課長	
千葉県	県土整備部 道路計画課 企画室	室長	
	葛南土木事務所	次長	
	葛南土木事務所 調整課	課長	
	警察本部 交通規制課	係長	
	船橋警察署 交通課	係長	
	船橋東警察署 交通課	係長	
船橋市	建設局道路部 道路建設課	課長	
	建設局道路部 道路計画課	課長	